

～一人で悩まず、相談しましょう～

インターネット、携帯電話、通信販売、お買い物などで、「だまされた?」「どうしよう…」など困ったことがあったときは、一人で抱え込まず、家族や周囲の人、消費生活センターなどに相談しましょう。クーリング・オフなど契約を解決できる場合があります。契約の解消には期間の制限がありますので、早めに相談を行うことが大切です。

消費生活センターを知っておこう!

消費生活センターは、どんなところ?

- 都道府県や市区町村が運営している公的機関。都道府県は消費者安全法により設置が義務付けられている。
- 名称は、消費生活センターのほか、消費者センター、消費生活相談室など地域によって異なる。

消費生活センターは、何をしてくれるの?

- 消費者からの商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せ、相談などを受け、事業者から消費者の申出を取り次いだり、事業者と直接交渉したり、消費者と事業者の話し合いに同席するなどして、解決を支援してくれる。

消費生活センターへの相談はどのようにするの?どんな人が相談をうけてくれるの?

- 電話や郵便、あるいは消費生活センターに出向いて相談を行うことができる。
- 専門の消費生活相談員の方が公正な立場で相談に応じてくれる。

最寄りの消費生活センターを確認しておこう!

センター名	住所	電話番号